

公表日：2025年6月25日

	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	72.5%
正規職員	71.2%
非正規職員	70.0%
正規職員 (医師除く)	83.1%

対象期間：令和6年事業年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）

賃金：基本給、各種手当、賞与等を含み、退職手当を除く

正規職員：医師を含む

非正規職員：パートタイマー、嘱託職員、非常勤医師、スポット医師を含む

差異についての補足説明

- ・女性の方が労働時間が短い傾向にあることが、差異の大きな原因となっていると考えられる。
- ・非正規職員に顕著にその傾向が現れるが、正規職員でもその傾向はみられ、子育てや家庭生活を考慮して、短時間勤務、夜勤業務の制限等を行う職員がいる。
- ・賃金の高い医師の正規職員は男性の割合が高いため、医師を含むと格差が大きくなる。